

建物等に被害を受けられた方の相談は税務署へ

東日本大震災により建物等に被害を受けられた方の 申告相談は管轄の税務署で行います。

- 税務署の開設時間：午前9時～午後5時（受付時間：午前8時30分～午後4時）
- 土日・祝日を除く（2月19日、2月26日の日曜日に限り開設いたします。）
- 被害（損失）額の計算がお済みの方は確定申告センターでもお受けいたします。
- 税務署にお越しの際は公共交通機関をご利用ください。

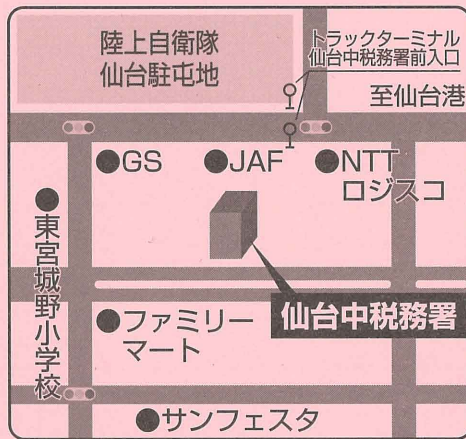
仙台北税務署

【住所】〒980-8402 仙台市青葉区上杉1丁目1-1
【電話】022(222)8121



仙台中税務署

【住所】〒984-0015 仙台市若林区卸町3丁目8-5
【電話】022(783)7831



仙台南税務署

【住所】〒982-8551 仙台市太白区柳生2丁目28-2
【電話】022(306)8001



上記以外の申告相談は確定申告センターへ (仙台北・仙台中・仙台南税務署合同)

平成23年分の所得税・消費税・贈与税の確定申告の相談・申告書の受付は、

確定申告センター (TICビル3・4階)で行います。

会場案内ガイダンス TEL.022-399-7282(2/1より案内開始)

※確定申告センターには駐車場がありませんので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

【開設期間】

平成24年2月1日(水)～平成24年3月15日(木)

※土日・祝日を除く

(2月19日、2月26日の日曜日に限り開設いたします。)

【受付時間】

午前9時～午後4時

